

## 簡易リフト自己申告書

年 月 日

今回設置するリフトは、この届出の時点において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

設置事業場の事業の種類※ \_\_\_\_\_

設置するリフトの製造業者名 \_\_\_\_\_

設置するリフトの型番・積載荷重 \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_

設置個数 \_\_\_\_\_

※ 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目を記載してください

## ■ この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に 1 つでも該当しない場合には、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- (2) 申告内容が、事実と異なる又は用途変更等により異なることとなった場合は、設置されるリフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- (3) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 202 条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出要否については所轄労働基準監督署にご確認ください。

## チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち 1 つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである
- せり上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない
- 荷のみを運搬することを目的とするものである
- 搬器の床面積が 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下である
- 建設用リフトではない

※ この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。